

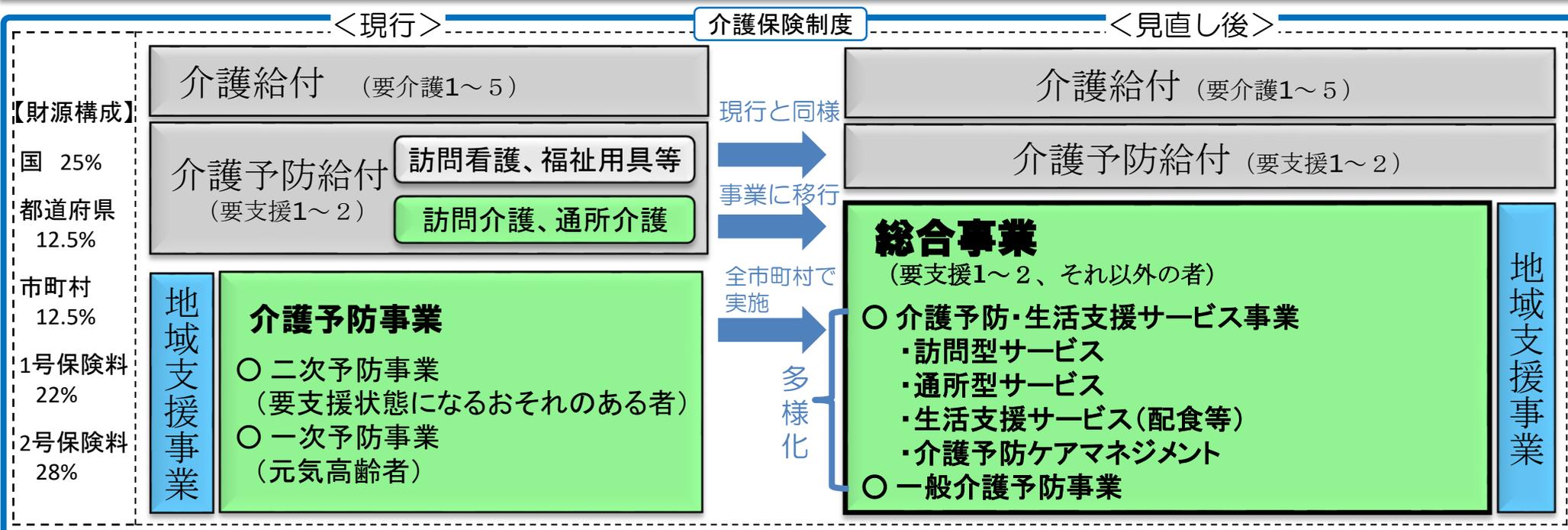
介護予防・日常生活支援総合事業 (総合事業) の概要について



令和元年12月

1. 総合事業とは

1. 総合事業とは



1. 総合事業の背景

平成27年4月から改正介護保険法が順次施行となり、「平成24年度改正介護保険制度」で創設された「介護予防・日常生活支援総合事業」を発展的に見直し、「新しい介護予防・日常生活支援総合事業(以下、「総合事業」)」として、平成29年4月までに全ての区市町村で実施することが定められた。

2. 総合事業の主なポイント

- 全国一律の基準となっている予防給付のうち、「介護予防訪問介護」と「介護予防通所介護」を「総合事業」に移行する。
- 「介護予防訪問介護」「介護予防通所介護」以外のサービス(訪問看護、福祉用具貸与等)は、予防給付によるサービスを継続する。
- 「総合事業」の内容は「介護予防・生活支援サービス事業」と「一般介護予防事業」とする。

3. 総合事業の利用対象者

- 総合事業を構成する「介護予防・生活支援サービス事業」と「一般介護予防事業」とで利用対象者は異なる。
「介護予防・生活支援サービス事業」⇒ 要支援1、要支援2の方、**事業対象者**の方
「一般介護予防事業」⇒ 65歳以上高齢者のすべて対象
- 総合事業の実施にあたり、今までにはなかった「**事業対象者**」という区分が設定される。

4. 事業対象者とは

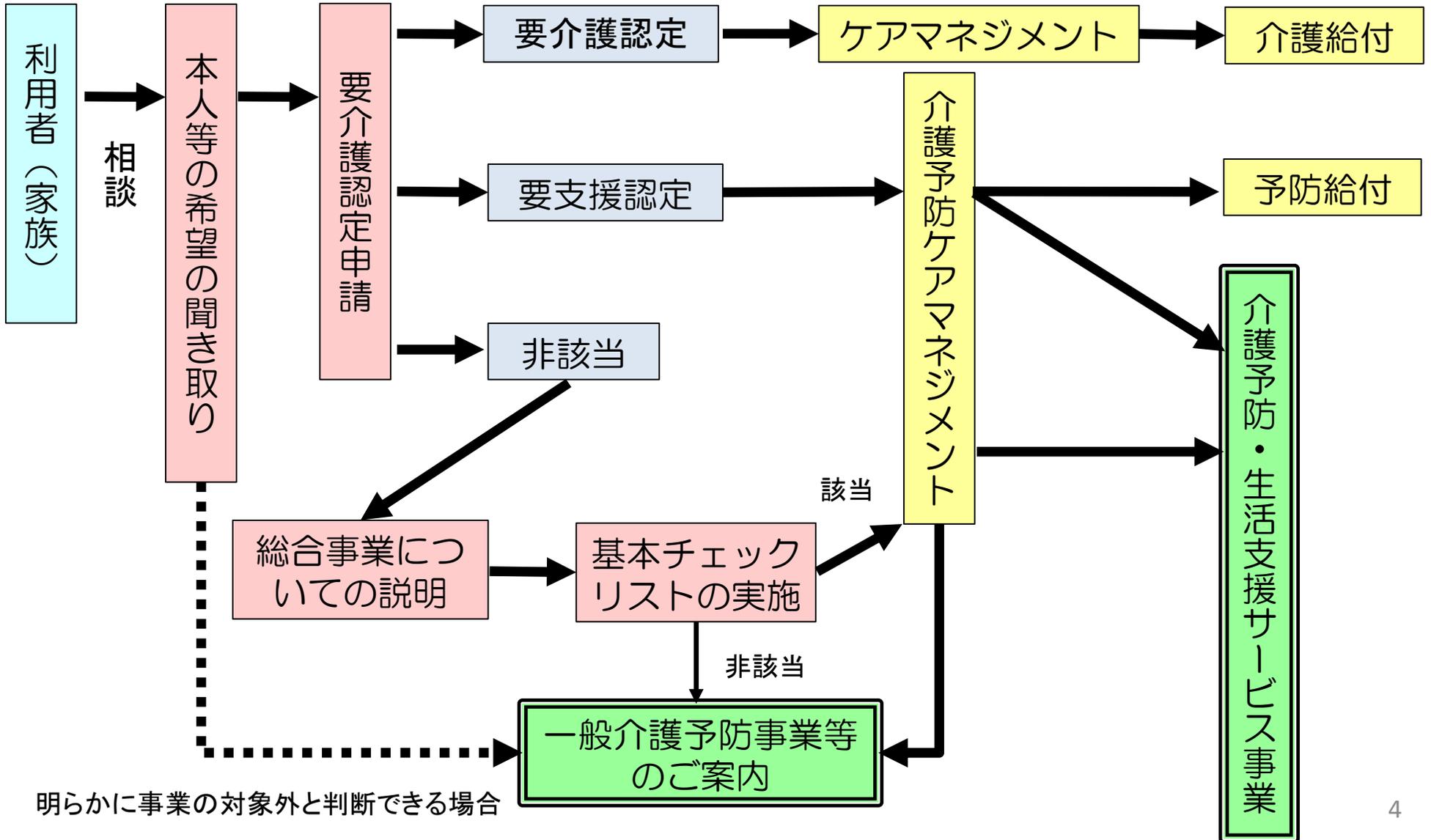
- 従来の制度であった、要介護状態になるおそれのある対象者(二次予防事業対象者)を把握するために用いていた「**基本チェックリスト**」は総合事業の実施により、介護予防・生活支援サービス事業の事業対象者を判定するためのものとなる。
この基本チェックリストで判定され、介護予防ケアマネジメントを受けた方が事業対象者として、介護予防・生活支援サービス事業を利用することとなる。
- ここでいう基本チェックリストとは、国が定める①日常生活関連動作 ②運動器機能 ③低栄養状態 ④口腔機能 ⑤閉じこもり ⑥認知症 ⑦うつ の7分類25項目で構成されたものに、区独自の質問項目を加えたものとなる。

5. 事業対象者としてサービス利用するための台東区のルール

- 総合事業の介護予防・生活支援サービス利用には、要支援認定を持っていない「**事業対象者**」の方でもチェックリストにて判定されればサービス利用できることとなるが、ケアプランの作成及びサービスの提供にあたり、医療情報等が不足という観点から、台東区としては、何らかの介護サービスの利用希望する方には、原則として要介護認定を案内する。

6. サービス利用の流れのイメージ

※要介護認定がない新規利用者の場合



2. 台東区における総合事業の種類

2. 台東区における総合事業の類型

※これらはサービスの典型例として示されているもの。市町村はこの例を踏まえて、地域の実情に応じた、サービス内容を実施する。

介護予防・日常生活支援総合事業（総合事業）

介護予防・生活支援サービス事業

- (従来の要支援者)
- ・要支援認定を受けた者(要支援者)
- ・介護予防・生活支援サービス事業対象者

訪問型サービス (第1号訪問事業)

- ・現行の訪問介護相当
- ・多様なサービス

訪問介護

訪問型サービスA(緩和した基準によるサービス)

訪問型サービスB(住民主体による支援)

訪問型サービスC(短期集中予防サービス)

訪問型サービスD(移動支援)

通所型サービス (第1号通所事業)

- ・現行の通所介護相当
- ・多様なサービス

通所介護

通所型サービスA(緩和した基準によるサービス)

通所型サービスB(住民主体による支援)

通所型サービスC(短期集中予防サービス)

その他の生活支援サービス (第1号生活支援事業)

栄養改善の目的とした配食

住民ボランティア等が行う見守り

訪問型サービス、通所型サービスに準じる自立支援に資する生活支援(訪問型サービス・通所型サービスの一体的提供等)

介護予防ケアマネジメント (第1号介護予防支援事業)

一般介護予防事業

- ・第1号被保険者の全ての者
- ・その支援のための活動に関わる者

介護予防把握事業

介護予防普及啓発事業

地域介護予防活動支援事業

一般介護予防事業評価事業

地域リハビリテーション活動支援事業

3. 台東区における総合事業の内容

3. 台東区における総合事業の内容

1. 訪問型サービス・通所型サービス

(1) 従来の介護予防訪問・通所介護相当サービス(訪問(通所)型サービス)

介護事業者が提供する介護予防訪問・通所介護におけるサービス。基準・単価なども同一のもの。
対象者は「要支援1・2該当者」。また、基本チェックリストなどで選定された「事業対象者」。

(2) 緩和した基準による訪問型・通所型サービス(訪問(通所)型サービスA)

区が指定する介護事業者が提供する基準などを緩和したサービス。人員資格や、内容などを緩和する代わりに、介護報酬について現行サービスよりも減額する。対象者は「要支援1・2該当者」。また、基本チェックリストなどで選定された「事業対象者」。

(3) 区が実施する短期集中予防サービス(通所型サービスC)

台東区が直接又は委託などを用いて提供する短期集中予防サービス。従来の二次予防事業相当事業を実施。
対象者は「要支援1・2該当者」。また、基本チェックリストなどで選定された「事業対象者」。

2. 介護予防ケアマネジメント

地域包括支援センターが実施する介護予防支援に相当するマネジメント。また、現行同様に、居宅介護支援事業所への委託も可能。
従来のケアマネジメントを利用者の状態像及びサービス等から下記のように類型化し、実施する。

- ケアマネジメントⅠ…現行の介護予防支援と同等のもの。単価等も同等。
- ケアマネジメントⅡ…ケアマネジメントⅠからサービス担当者会議や、モニタリング等を一部省略可能とするもの。単価はⅠよりも低額。
- ケアマネジメントⅢ…初回のみに行うケアマネジメント。単価はⅡよりも低額。

3. 一般介護予防事業

台東区が直接又は委託などを用いて提供する介護予防サービス。従来の一次予防事業相当事業を実施。
対象者は65歳以上高齢者すべて。

4. 各サービスの内容・基準・単価・指定について

(1) 訪問型・通所型サービス

4. 各サービスの内容・基準・単価・指定について

(1) 訪問型・通所型サービス

① 内容

提供内容は従来の介護予防訪問・通所介護と同一のもの。

台東区が用いるサービス名称は「訪問型サービス」および「通所型サービス」。

利用者負担割合は介護給付と同様に、1割(一定以上所得者は2割または3割)とする。

② 基準

人員基準、設備基準、運営基準は従来の介護予防訪問・通所介護と同一のもの。

③ 単価

単価や請求にかかる国保連との連絡は従来の介護予防訪問・通所介護と同一のもの。

ただし、請求コードは総合事業用の請求コードとなることに注意。(別紙サービスコード参照)

4. 各サービスの内容・基準・単価・指定 について

(2) **基準を緩和した訪問型サービス(訪問型サービスA)**

(2) 基準を緩和した訪問型サービス(訪問型サービスA)

①内容

- ・台東区が用いるサービス名称は「訪問型サービスA」。
- ・サービス提供時間を45分以内とする。
- ・内容は簡易な生活支援に限り行うものとし、身体介護は含まない。
ex)排泄・食事・外出・服薬などの行為における介助、入浴、清拭等は含まない。
- ・身体介護は行わないため、サービス提供者の資格は問わない。
ただし、無資格者を従事者としてサービスを実施する場合は、下記の一定の研修を実施したうえで、提供にあたること。
また、研修内容等が判明できる書類を事前に指定申請や変更届の際に区に提出すること。
- ・利用者負担割合は介護給付と同様に、1割(一定以上所得者は2割または3割)とする。

<一定の研修内容>

- (1)従事者の資格要件における一定の研修受講者とは、各事業所等において実施する講義と演習及び有資格者との現場随行を修了した者とする。
- (2)上記(1)における講義とは、①不正防止 ②事故発生時の対応 ③個人情報保護 ④緊急時の対応 ⑤介護保険制度 ⑥認知症高齢者 ⑦コミュニケーション ⑧個別サービス計画作成における内容のものとすること。ただし、各事業所等により、講義項目の追加等は妨げない。
- (3)上記(1)における演習とは、①福祉サービスを提供する際の基本的な態度に関する演習 ②基礎的な介護技術に関する演習 ③事例の検討に関する演習における内容のものとすること。ただし、各事業所等により、演習項目の追加等は妨げない。

②基準(緩和した基準によるサービス(訪問型サービスA))

	従来の介護予防訪問介護相当のサービス(訪問型サービス)	緩和した基準によるサービス(訪問型サービスA)
人員	<ul style="list-style-type: none"> ・管理者※1…常勤・専従1以上 ・訪問介護員等…常勤換算2.5以上 <p>【資格要件:介護福祉士、介護職員初任者研修等修了者】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・サービス提供責任者…常勤の訪問介護員等のうち、利用者40人に1人以上※2 <p>【資格要件:介護福祉士、実務者研修修了者、3年以上介護等の業務に従事した介護職員初任者研修等修了者】</p> <p>※1 支障がない場合、他の職務、同一敷地内の他事業所等の職務に従事可能</p> <p>※2 一部非常勤職員も可能</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・管理者※…専従1以上 ・従事者…必要数 <p>【資格要件:介護福祉士、介護職員初任者研修等修了者又は一定の研修受講者】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・訪問事業責任者…従事者のうち1人以上必要数 <p>【資格要件:従事者に同じ】</p> <p>※ 支障がない場合、他の職務、同一敷地内の他事業所等の職務に従事可能</p>
設備	<ul style="list-style-type: none"> ・事業の運営に必要な広さを有する専用の区画 ・必要な設備・備品 	
運営	<ul style="list-style-type: none"> ・個別サービス計画の作成 ・運営規定等の説明・同意 ・提供拒否の禁止 ・訪問介護員等の清潔の保持・健康状態の管理 ・秘密保持等 ・事故発生時の対応 ・廃止・休止の届出と便宜の提供 等 	<ul style="list-style-type: none"> ・必要に応じ、個別サービス計画の作成 ・従事者の清潔の保持・健康状態の管理(法定) ・従事者又は従事者であった者の秘密保持(法定) ・事故発生時の対応(法定) ・廃止・休止の届出と便宜の提供(法定)
現行との比較		<ul style="list-style-type: none"> ・基本報酬に処遇改善分も含め算定 ・介護報酬加算は初回加算のみ ・サービス内容は身体介護を含まない <p>(提供外のサービス例:入浴、外出、排泄、服薬などの介助)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・1回45分以内のサービスとする

②基準(緩和した基準によるサービスと一体的に実施する場合の介護給付の基準)

	従来の介護予防訪問介護相当のサービスと一体的に実施	緩和した基準によるサービス(訪問型サービスA)と一体的に実施
一体的に行う場合の介護給付の基準	<p>人員</p> <p>●要支援者と要介護者を合わせた数で介護給付の基準を満たす</p> <p>・管理者※1…常勤・専従1以上 ・訪問介護員等…常勤換算2.5以上 【資格要件:介護福祉士、介護職員初任者研修等修了者】 ・サービス提供責任者…常勤の訪問介護員等のうち、利用者40人に1人以上※2 【資格要件:介護福祉士、実務者研修修了者、3年以上介護等の業務に従事した介護職員初任者研修等修了者】 ※1 支障がない場合、他の職務、同一敷地内の他事業所等の職務に従事可能 ※2 一部非常勤職員も可能 【例】利用者が要介護者40人、要支援者80人の場合 訪問介護員等…常勤換算2.5人以上 サービス提供責任者…3人以上</p>	<p>●訪問介護員等は要支援者と要介護者を合わせた数。<u>サービス提供責任者は要介護者数で介護給付の基準を満たし、要支援者には必要数(下線部分)。</u></p> <p>・管理者※1…専従1以上 ・訪問介護員等…常勤換算2.5以上 【資格要件:介護福祉士、介護職員初任者研修等修了者】 ・サービス提供責任者…常勤の訪問介護員等のうち、利用者40人に1人以上※2※3 【資格要件:介護福祉士、実務者研修修了者、3年以上介護等の業務に従事した介護職員初任者研修等修了者】 ※1 支障がない場合、他の職務、同一敷地内の他事業所等の職務に従事可能 ※2 一部非常勤職員も可能 ※3 要介護者の処遇に影響がないよう配慮 【例】利用者が要介護者40人、要支援者80人の場合 訪問介護員等…常勤換算2.5人以上 サービス提供責任者…1人以上+1人以上の訪問事業責任者</p>
	<p>設備</p> <p>・事業の運営に必要な広さを有する専用の区画 ・必要な設備・備品</p>	
	<p>運営</p> <p>・個別サービス計画の作成 ・運営規定等の説明・同意 ・提供拒否の禁止 ・訪問介護員等の清潔の保持・健康状態の管理 ・秘密保持等 ・事故発生時の対応 ・廃止・休止の届出と便宜の提供 等</p>	
	<p>その他</p>	

③単価

- 基本報酬は現行の約10%程度の減とする。加算報酬は初回加算のみ。
- 専門職の配置による加算・減算は行わない。
- 介護保険制度にある介護職員処遇改善加算は、訪問型サービスAの実施においては、基本報酬に含めるものとし、指定を受ける事業者においては、①職務内容等を踏まえ、介護職員及び従事職員と意見を交換しながら、資質向上の目標及び具体的な計画を策定し、当該計画に係る研修の実施又は研修の機会を確保していること。②①について、全ての介護職員、従事者に周知していること。の①②両方を満たすことを指定基準とする。
- 同一建物減算の考え方については、従来の介護予防訪問介護と同等とする。

<サービス内容及び単価>

- イ 訪問型サービスA①(緩和) 1月につき 1,061単位 (1日につき35単位) (事業対象者・要支援1・要支援2 1月に週1回程度)
- ロ 訪問型サービスA②(緩和) 1月につき 2,107単位 (1日につき70単位) (事業対象者・要支援1・要支援2 1月に週2回程度)
- ハ 訪問型サービスA③(緩和) 1月につき 3,343単位 (1日につき111単位) (事業対象者・要支援2 1月に週2回を超える程度)
- ニ 訪問型サービスA①(緩和) 同一建物減算 1月につき 954単位 (1日につき31単位) (事業対象者・要支援1・要支援2 1月に週1回程度)
- ホ 訪問型サービスA②(緩和) 同一建物減算 1月につき 1,896単位 (1日につき63単位) (事業対象者・要支援1・要支援2 1月に週2回程度)
- ヘ 訪問型サービスA③(緩和) 同一建物減算 1月につき 3,008単位 (1日につき100単位)
(事業対象者・要支援2 1月に週2回を超える程度)

初回加算 200単位

4. 各サービスの内容・基準・単価・指定 について

(3) 基準を緩和した通所型サービス(通所型サービスA)

(3) 基準を緩和した通所型サービス(通所型サービスA)

①内容

- ・台東区が用いるサービス名称は「通所型サービスA」。
- ・サービス提供時間を2時間以上5時間程度とする。
- ・入浴の提供は行わない。
- ・基本報酬は現行の約10%程度の減とする。送迎分は基本報酬に含める。
- ・専門職の配置による加算・減算は行わない。
- ・提供内容には、運動器機能や生活機能を向上させる内容を盛り込むこと。
- ・利用者負担割合は介護給付と同様に、1割(一定以上所得者は2割または3割)とする。

②基準(緩和した基準によるサービス(通所型サービスA))

		従来の介護予防通所介護相当のサービス(通所型サービス)	緩和した基準によるサービス(通所型サービスA)
通所型サービスの基準	人員	<ul style="list-style-type: none"> ・管理者※・・・常勤・専従1以上 ・生活相談員・・・専従1以上 ・看護職員・・・専従1以上 ・介護職員・・・～15人 専従1以上 15人～ 利用者1人に専従0.2以上 (生活相談員・介護職員の1以上は常勤) ・機能訓練指導員・・・1以上 ※ 支障がない場合、他の職務、同一敷地内の他事業所等の職務に従事可能	<ul style="list-style-type: none"> ・管理者※・・・専従1以上 ・従事者・・・～15人 専従1以上 15人～ 利用者1人に必要数 ※支障がない場合、他の職務、同一敷地内の他事業所等の職務に従事可能
	設備	<ul style="list-style-type: none"> ・食堂・機能訓練室(3㎡×利用定員以上) ・静養室・相談室・事務室 ・消火設備その他の非常災害に必要な設備 ・必要なその他の設備・備品 	<ul style="list-style-type: none"> ・サービスを提供するために必要な場所(3㎡×利用定員以上) ・必要な設備・備品 ・消火設備その他の非常災害に必要な設備
	運営	<ul style="list-style-type: none"> ・個別サービス計画の作成 ・運営規定等の説明・同意 ・提供拒否の禁止 ・訪問介護員等の清潔の保持・健康状態の管理 ・秘密保持等 ・事故発生時の対応 ・廃止・休止の届出と便宜の提供 等 	<ul style="list-style-type: none"> ・必要に応じ、個別サービス計画の作成 ・従事者の清潔の保持・健康状態の管理(法定) ・従事者又は従事者であった者の秘密保持(法定) ・事故発生時の対応(法定) ・廃止・休止の届出と便宜の提供(法定) ・運動器機能や生活機能を向上させるプログラムの提供。
	現行との比較		<ul style="list-style-type: none"> ・基本報酬に処遇改善分も含め算定 ・基準緩和型サービスであるため、専門職の配置等による加算・減算は行わない ・入浴の提供は行わない ・サービス提供時間は2時間以上5時間程度

②基準（緩和した基準によるサービスと一体的に実施する場合の介護給付の基準）

		従来の介護予防通所介護相当のサービスと一体的に実施	緩和した基準によるサービス（通所型サービスA）と一体的に実施
一体的に行う場合の介護給付の基準	人員	<p>●現行と同様、従事者が専従要件を満たしているとみなし、要支援者と要介護者を合わせた数で介護給付の基準を満たす（波線部分）。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・管理者※…常勤・専従1以上 ・生活相談員…専従1以上 ・看護職員…専従1以上 ・介護職員… ～15人 専従1以上 15人～ 利用者1人に専従0.2以上 (生活相談員・介護職員の1以上は常勤) ・機能訓練指導員…1以上 <p>※ 支障がない場合、他の職務、同一敷地内の他事業所等の職務に従事可能</p>	<p>●従事者が専従要件を満たしているとみなし、要介護者数だけで介護給付の基準を満たし、要支援者には必要数（下線部分）。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・管理者※…常勤・専従1以上 ・生活相談員…専従1以上 ・看護職員…専従1以上 ・介護職員… ～15人 専従1以上 15人～ 利用者1人に専従0.1以上 (生活相談員・介護職員の1以上は常勤) ・機能訓練指導員…1以上 <p>※ 支障がない場合、他の職務、同一敷地内の他事業所等の職務に従事可能</p>
	設備	<ul style="list-style-type: none"> ・食堂・機能訓練室(3㎡×利用定員以上) ・静養室・相談室・事務室 ・消火設備その他の非常災害に必要な設備 ・必要なその他の設備・備品 	
	運営	<ul style="list-style-type: none"> ・個別サービス計画の作成 ・運営規定等の説明・同意 ・提供拒否の禁止 ・訪問介護員等の清潔の保持・健康状態の管理 ・秘密保持等 ・事故発生時の対応 ・廃止・休止の届出と便宜の提供 等 	
	備考		必ずしも場所を分ける必要はないが、必要に応じてプログラム内容を区分するなど、要介護者の処遇に影響がないよう配慮。
	その他		

③単価

- 基本報酬は現行の約10%程度の減とする。送迎分は基本報酬に含める。
- 専門職の配置による加算・減算は行わない。
- 介護保険制度にある介護職員処遇改善加算は、通所型サービスAの実施においては、基本報酬に含めるものとし、指定を受ける事業者においては、①職務内容等を踏まえ、介護職員及び従事職員と意見を交換しながら、資質向上の目標及び具体的な計画を策定し、当該計画に係る研修の実施又は研修の機会を確保していること。②①について、全ての介護職員、従事者に周知していること。の①②両方を満たすことを指定基準とする。
- 定員超過の場合は下記単位の100分の70を乗じた値とする。
- 同一建物減算の考え方は、従来の介護予防通所介護と同等とする。

<サービス内容及び単価>

- イ 通所型サービスA①(緩和) 1月につき 1,488単位 (1日につき49単位) (事業対象者・要支援1・要支援2 1月に週1回程度)
- ロ 通所型サービスA②(緩和) 1月につき 3,053単位 (1日につき101単位) (事業対象者・要支援1・要支援2 1月に週2回程度)
- ハ 通所型サービスA①(緩和)同一建物減算 1月につき 1,150単位 (1日につき38単位) (事業対象者・要支援1・要支援2 1月に週1回程度)
- ニ 通所型サービスA②(緩和)同一建物減算 1月につき 2,377単位 (1日につき79単位) (事業対象者・要支援1・要支援2 1月に週2回程度)